

# 景観形成市民協定

そぞんあらやか

## 生きた「まち」を創る

百年前確かにあった、だけど百年後にはまだあるだろうか。

せまい坂道を浴衣だけでぞぞろ歩けば  
湯の里・有馬のまちなみには、人々をほっとさせる癒しの原風景がありました。  
現在の「まち」は過去の人々の営みの結果です。

そして将来の「まち」には現在の私たちの思いが映しだされます。

百年後にも癒しの里の原風景を伝えたい、  
映画のセットのような作られた「まち」ではなく、  
人々が暮らし、商いし、訪れた人に心から楽しんでもらえる生きた「まち」を創りたい、  
そんな思いで私たちはまちなみを守り・育てるための方法を提案します。

有馬まちなみ景観委員会

※届出件数74件(平成30年3月現在)

これまでの有馬景観形成市民協定を変更しました

これまでの協定事項は、より歴史的な景観保全育成を目的にしたものであったために、一部商業地域にのみ特化したものであります。そのために、その他の地域では、なかなかじみにくいものでした。そのため、各地域の特色を生かした、より有馬らしい景観にするために、場所ごとによりきめ細かい協定ルールに変更しました。有馬全体(協定エリア内)を対象とした協定事項と、特に重視すべき道路沿い(景観形成道路A~D)の協定事項を定めました。あわせて協定エリアも拡大し、これから景観形成市民協定の範囲は、潮原町、伊奈野町、中之町、寺田町、瓢箪町、北之町、滝本町、栄町、上之町、射場町の一部、及び瑞宝寺町の一部となります。

2018年6月 有馬まちなみ景観委員会 委員長 弓削敏行

景観形成  
市民協定  
事前協議  
完了物件



建築行為を行なう場合は、事前に「有馬まちなみ景観委員会」への相談をお願いします。

地区内で建築行為等を行う場合は、事前に「有馬まちなみ景観委員会」に様式1の届出をし、  
様式2のチェックリスト作成の上で協議を行って下さい。

事前の届出が提出された後、委員会にて建築行為等の計画内容が本協定に適合していることを確認します。

\*建築確認申請が必要な行為については、建築確認申請を行なう前に提出してください。

\*設計変更の可能な段階での提出をお願いします。

(届出の対象となる行為)

建築物等の新築、増築、改築、修繕、宅地の造成  
看板の設置(電柱広告含む)、その他の土地の形質の変更

(提出書類)

現況図、現況写真、敷地図、行為の概要を説明する必要図面  
景観形成市民協定事前協議届出書(様式1)  
景観形成市民協定チェックリスト(様式2)

-問い合わせ窓口-  
有馬まちなみ景観委員会事務局

事務局長 増田 陽平

Mail : y.masuda.keikan@gmail.com

## 有馬地区景観形成市民協定まちなみ基準



### 区分 協定事項

建築物の意匠・色彩 派手な色は避け落ち着いたまちなみが形成されるように努める。

門・塀等 通りに面して設置する塀や生け垣は、道行く人に強い印象を与えるため冷たい雰囲気を与えるコンクリートブロック塀やフェンスの設置を止め周囲のまちなみと調和したものになるよう努める。

歴史的建造物 歴史的建造物の活用を図り、新築・改築する場合においても、歴史的要素を取り入れ有馬の景観を壊さないように努める。

緑化等 緑ができるだけ多く取り入れ防災性の向上を図るように努める。又、隣同士で生け垣を抑えたり素材を削る等、美しいまちなみになるよう工夫する。また、可能な限り樹木等の伐採は避ける。

看板等 看板や文字の大きさ等周辺環境に配慮する。また、点滅する看板照明は使用しないよう努める。のぼり等を使用する際は、メンテナンスに気を配り、放置しないよう努める。

延焼防止 防災性向上のため、隣地境界に接する部分は延焼防止に努める。

河川からの見え方 河川に面する部分の建築物、外構等は、河川及び対岸からの見え方に配慮する。

